

平成 18 年 2 月 10 日

# 「架空請求」を行う事業者名の公表について

現在、本市消費生活センターには、利用した覚えのない料金の請求など、「架空請求」に関する相談が多く寄せられています。

これらの架空請求は、消費者の不安を高めるばかりでなく、消費者被害の要因となっています。

こうした架空請求を行う事業者の不適正な取引行為による被害の未然及び拡大防止を図るため、「名古屋市消費生活条例」第 16 条の 4 の規定に基づき、事業者の氏名等を公表します。

## 記

### 1 公表の内容

平成 17 年 10 月から 12 月までに本市消費生活センターに多数の相談が寄せられた架空請求を行う事業者の事業者名及び所在地(下表のとおり)

#### ■ 架空請求を行う事業者名

事業者名	書面に書かれた所在地	架空請求の内容
法務局認定法人 民事訴訟通達センター	東京都台東区浅草橋 4 丁目 19 番地 3 号	「消費料金未納分訴訟最終通知書」 という名称を使用。

<p>法務局認定法人 民事訴訟管理センター</p>	<p>東京都文京区湯島 4 丁目 4 番地 1 号</p>	<p>民法指定消費料金について、契約会社ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出がなされ、連絡がない場合は、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与、動産物、不動産物の差し押さえを執行官立ち会いのもと強制的に行うので「執行証書」の交付を承諾することを求めるとともに、債権譲渡証明書を郵送することを通知。</p> <p>法務局認定法人の名称を用い裁判の取下げ等の相談の連絡先として電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
<p>法務局認可 消費者管理局</p>	<p>東京都中央区日本橋 3 丁目 2 番 17 号</p>	<p>「民事訴訟通達書」という名称を使用。</p> <p>未納の消費料金について、契約会社、運営会社から民事訴訟として訴状の提出がなされ、連絡がない場合は、原告側の主張が全面的に受理承諾され裁判後の措置として、「執行証書の交付」のもとに給料、動産物、不動産の差し押さえを執行官立ち会いのもと強制的に行うので、了承するよう求める。</p> <p>法務局認可とうたい、訴訟内容及び、訴訟取下げ等の相談の連絡先として電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>

<p>法務局認定法人 訴訟消費者管理局</p>	<p>東京都中央区日本橋 3 丁目 2 番 17 号</p>	<p>「民事訴訟通達書」という名称を使用。</p> <p>未納の消費料金について、契約会社、運営会社から民事訴訟として訴状の提出がなされ、連絡がない場合は、原告側の主張が全面的に受理承諾され裁判後の措置として、「執行証書の交付」のもとに給料、動産物、不動産の差し押さえを執行官立ち会いのもと強制的に行うので、了承するよう求める。</p> <p>法務局認定法人の名称を用い、訴訟内容及び、訴訟取下げ等の相談の連絡先として電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
<p>株式会社ティアラ</p>	<p>東京都世田谷区南烏山 3-22-13 アフェクション南烏山</p>	<p>「再通知」という名称を使用。</p> <p>会費の精算について、先に送付した督促通知への対応がなかったことによる再通知。尚支払いを拒絶する場合は、適法な手段を用いて、必要な回収措置を講じること、小額裁判による執行、信用情報登録機関への申請手続きの実施を行うとして不安をあおり、会費を速達の現金書留に同封して郵送するよう求める。</p> <p>執拗に会費払込みの必然性を説き、一日も早く手続きをするよう促す。</p>

民事訴訟通達管理局	東京都渋谷区神宮前 110	「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」という名称を使用。
民事訴訟通達管理センター	東京都中野区東中野 4 -19-8	<p>「未だ連絡がない状態」の「総合消費料金未納分」について、通信販売契約会社、運営会社から民事訴訟による訴状が提出されており、このまま連絡がない場合は、原告側の主張が全面的に受理され、給与、動産物、不動産の差し押さえを執行官立ち会いのもと強制的に行うので、「執行証書の交付」を承諾するよう通知。</p> <p>民事訴訟、裁判取下げ等の相談の連絡先として電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
東京財務管理局	東京都渋谷区笹塚 3- 20-4	<p>「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」という名称を使用。</p> <p>「未だ連絡がない状態」の「総合消費料金未納分」について、通信販売契約会社、運営会社から民事訴訟による訴状が提出されており、このまま連絡がない場合は、原告側の主張が全面的に受理され、給与、動産物、不動産の差し押さえを執行官立ち会いのもと強制執行するので、「執行証書の交付」を承諾するよう通知。</p> <p>民事訴訟、裁判取下げ等の相談の連絡先として電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>

	東京都渋谷区笹塚 3 丁目 20 番地 4 号	<p>「司法処分出廷要請最終通達書」という名称を使用。</p> <p>「総合消費料金未納分」について、通信販売契約会社から民事訴訟を受け、法務省認可通達書であるため、連絡がない場合は、通達所記載の裁判所への出廷となること、更に、給与及び賞与、動産物・不動産等の差し押さえを強制的に行うので、「執行書の交付」を承諾するよう通知。取り下げ手続きを行う場合や、身に覚えの無い場合の連絡先として電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
法務局認定法人 訴訟通達管理局	東京都中央区日本橋 3 丁目 2 番 17 号	<p>「民事訴訟最終通告書」という名称を使用。</p>
法務局認定法人 民事訴訟通達管理 機構	東京都千代田区鍛冶町 1-4-16	<p>未納の消費料金について、契約会社、運営会社から民事訴訟として訴状の提出がなされ、裁判が開始されることを通知。連絡がない場合は、原告側の主張が全面的に受理承諾され裁判後の措置として、「執行証書の交付」のもとに給料、動産物、不動産の差し押さえを執行官立ち会いのもと強制的に行うので、了承するよう通知。</p> <p>法務局認定法人の名称を用い、訴訟内容及び、訴訟取下げ等の相談の連絡先として電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>

株式会社トータルインフォメーション	東京都中央区日本橋人形町 3-1-12 SKビル 5F	「未納料金請求書」という名称を使用。  携帯電話又はパソコン有料番組サイトの利用料金未納による、未納料金、延滞金及び支払方法の確認について、運営業者から依頼を受けたので、支払いや連絡がない場合は、裁判手続き、信用情報機関へのブラックリスト登録、給与差し押さえの内容証明を勤務先に送付することを通知。
株式会社グローバルビジョン	東京都台東区上野 4-5-9 吉野ビル 6F	問い合わせ先電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。
株式会社オリエンタライフ	東京都中央区日本橋人形町 3-1-2 モリイビル 4F	「未納料金お支払いのお願い」という名称を使用。
株式会社セントオフィス	東京都大田区北千束 2-16-2 スカイビル 3F	携帯電話又はパソコン有料番組サイトの利用料金未納による、未納料金、延滞金及び支払方法の確認について、運営業者から依頼を受けたので、支払いや連絡がない場合は、裁判手続き、金融機関の全停止処分、信用情報機関へのブラックリスト登録、給与差し押さえの内容証明を勤務先に送付することを通知。
株式会社アクロスポート	東京都板橋区高島平 1-41-2 ソフィアビル 4F	
株式会社シティーリーフ	東京都目黒区下目黒 1-3-1 太田ビル 3F	問い合わせ先電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。

株式会社クレオス	東京都豊島区東池袋 2-6-1 スバルビル 2F	「未納料金請求通知書」という名称を使用。
株式会社ユニバー ス	東京都港区西新橋 3-23-11 共和ビル 2F	携帯電話又はパソコン有料番組サイトの利用料金未納による、未納料金、延滞金及び支払方法の確認について、運営業者から依頼を受けたので、支払いや連絡がない場合は、裁判手続き、信用情報機関へのブラックリスト登録、給与差し押さえの内容証明を勤務先に送付することを通知。  問い合わせ先電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。
東郷弁護士事務所	東京都新宿区西新宿 9-14-8 森田ビル 7F	「受任通知書」という名称を使用。  通信販売で購入した商品について、販売業者からの督促にも返答せず、当事者間の解決が見込めない為、裁判所への提訴が受理された。後日、裁判所からの出廷命令が通達され、指定の裁判所への出廷となると記載して不安を持たせ、裁判所の取り消しを希望する場合の連絡先として事務所の電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。
株式会社アネイスト	東京都港区白金 2-3-1 メゾンビル 6F	「未納料金ご催促のお願い」という名称を使用。  携帯電話又はパソコン有料番組サイトの利用料金未納による、未納料金、延滞金及び支払方法の確認につい

		<p>て、運営業者から依頼を受けたので、支払いや連絡がない場合は、裁判手続き、金融機関の全停止処分、信用情報機関へのブラックリスト登録、給与差し押さえの内容証明を勤務先に送付することを通知。</p> <p>問い合わせ先電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
<p>法務局許可法人 民事訴訟通達管理 事務局</p>	<p>東京都豊島区南大塚 1-60-20</p>	<p>「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」という名称を使用。</p> <p>未だ連絡がない状態の「総合消費料金未納分」について、契約会社、回収業者から訴訟を受けたので、このまま連絡がない場合は、指定裁判所へ出廷となることを通知。また裁判後の措置として、給料、動産物、不動産の差し押さえを強制執行するので、「執行証書の交付」を承諾するよう通知。</p> <p>法務局許可法人の名称を用い、民事訴訟及び、裁判取下げ等の相談の連絡先として電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
<p>法務局 共同管理 センター</p>	<p>東京都世田谷区野沢 1 丁目 7 番地 6 号</p>	<p>「消費料金未納分訴訟最終通知書」という名称を使用。</p>
<p>法務局 共同管理 センター</p>	<p>東京都台東区東上野 1 丁目 7 番地 12 号</p>	<p>民法指定消費料金について、契約会社ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出がなされ、連絡がない場合は、原告側の主張が全面的</p>

		<p>に受理され裁判後の処置として給与、動産物、不動産物の差し押さえを執行官立ち会いのもと強制的に行うので「執行証書」の交付を承諾することを求めるとともに、債権譲渡証明書を郵送することを通知。</p> <p>法務局の名称を用い、民事訴訟及び、裁判の取下げ等の相談の連絡先として電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>
<p>法務省管轄機構 民事訴訟管理局</p>	<p>東京都千代田区霞ヶ関 2-1-1</p>	<p>「民事訴訟最終告知」という名称を使用。</p> <p>契約会社、運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されており、このまま連絡がない場合は、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の措置として給料、動産物、不動産の差し押さえを執行官立ち会いのもと強制的に行うので、「執行証書の交付」を承諾するよう通知。</p> <p>法務省管轄機構の名称を用い、訴訟問題及び、裁判取下げ等の相談の連絡先として電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>

なお、請求文面は、このページの下部に掲載しました。

## 2 被害にあわないために

- 架空請求のハガキなどは、不特定多数の人に送りつけられています。
- 事業者に電話することは、電話番号などの自分の情報を知らせることになります。相手に連絡を取らないでください。
- 心当たりがなければ、絶対に無視してください。
- 対応に困った場合は、  
名古屋市消費生活センターの架空請求ホットダイヤルへご相談ください。

### ■ 参考

名古屋市消費生活条例(抜粋)

(不適正な取引行為に対する緊急措置)

第 16 条の 4 市長は、事業者が行う不適正な取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該不適正な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、速やかに、当該不適正な取引行為を行った事業者の氏名又は名称及び所在地その他必要な事項を公表するものとする。

## 消費料金未納分訴訟最終通知書

管理コード 5675-29

この度、御通知しましたのは、貴方の未納されました民法指定消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされました事をご通知致します。以降、下に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このままご連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護のため、御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成17年11月1日

法務局認定法人 民事訴訟通達センター

〒111-0053

東京都台東区浅草橋4丁目19番地3号

(代表)TEL03-3●●1-●●02

電話受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

再通知

\*宛先シールに記載された  
「商品番号」と  
ご購入された商品を  
必ず照合確認ください。

再通知につき、本書を以ても尚お支払いを拒絶される場合は、特に「厳しい」制裁措置を  
実施することになります！

非常に重要な通知ですので、誤解のないよう必ず隅々までお読みください。

会費のご精算について、先日も督促通知（普通郵便、9月20日差出）を行ないました  
がなんら対応いただけなかった為、あらためて本書にて再通知いたします。

【ご注意】

- この通知は貴方を含め、会費を未納されている全ての方に対して発送されています。  
（商品のご購入時期より相当期間経過されている方も含みます）  
従って、本書には、一般的な請求書のように、「〇〇殿」といった貴方個人を指し示す  
記述や、ご利用内容などを指し示す記述は行なっておりません。
- 貴方が当社の販売代理店を通じて、当社商品をご購入された事実につきましては、封筒  
の宛先シールでご確認ください。  
この通知では、当社商品の特異性を考慮し、貴方がご購入をされた商品名などの具体的  
な記述は差し控えていただきました。  
宛先シールには、ご購入いただいた商品番号（お手持ちのカタログを参照ください）と  
ご購入時にお知らせいただいた電話番号までを記載させていただきました。  
\*商品を複数ご購入されている場合は、その内のひとつが記載されています。  
電話番号の記載について、賛否両論が有りますが、当社では、前回の通知の  
段階でなんら対応をされなかった貴方の側にその原因があるものと見解しておりますの  
で、この点につきまして苦情などを寄せられましても当社には一切責任がないものと  
しますので、予めご承知おきください。

会費ご請求に関わる詳細をご案内いたしますので、内容をよくご確認の上、  
速やかに対応してください。

アダルトグッズ販売の

株式会社 ティアラ（督促係）  
〒167-0062 東京都世田谷区南烏山3-22-13  
アフエクシオン南烏山301  
専用回線 03 (3 0 4 0 )  
\*24時間、自動音声による案内をしています。

●勘違いされていませんか？

当社商品の販売システムは、ご購入者から会費を徴収する会員制販売です。

当社は、当社の販売代理店を通じて、全国でアダルトグッズ及びアダルトビデオの販売を展開しています。

(株)ノアや(株)インター等といった大型店も含め、当社の販売代理店は、通信販売事業者を含めて全国で\*36店舗を数えます。

貴方はこれらの販売代理店を通じて、当社商品(\*宛先シールに記載)をご購入されました。(※まずは貴方が当社商品をご購入された事実を確認ください。)

当社商品の販売システムは「会員制販売」です。

\*一度でも当社商品をご購入された時点で、(会員として取り扱われ)

\*同時に、一度限りですが、会費の負担義務が生じます。

この販売システムにつきましては、当社商品に同封した「販売システムのご案内」と題した紙面の中にも記載があります。

更に、当社商品の広告には、すべてこのシステムが予め文面表記されています。

従って、仮に貴方が「販売システムのご案内」を『読んでない』『もらっていない』、

『会員になったつもりはない』『会員にならない』などご主張をされましても、会費の負担義務を免れる正当な理由にはなりません。

当社グループでは、会費の収入を広告費などに充てること(経費削減)により、より良い商品を、よりお求めやすい価格にてご提供させていただくというスタイルで事業を展開している点をしっかりとご理解ください。

▼▼

商品代金の未納はありません。

しかし会費の納付期限は「初めのご利用から一年以内に(\*当社へ直接支払うもの)」と約款規定されていましたが、このご精算をいただけず、

\*ご利用から一年を経過した時点で、第一回目のご請求を販売代理店より差し上げ、

\*二回目のご請求(初めての督促通知)は本年9月20日に発送させていただきました。

それでも尚も、ご精算をいただけない為、再通知を差し上げた次第です。

錯誤(勘違い)による契約の無効も主張できません。<法的見解>

万一、貴方が当社商品の販売システムを理解されずに商品をご購入をされたとしても、会費の負担義務が免除されることはありません。

このような場合、本来は消費者保護の観点から「錯誤による契約の無効」を主張できますが、消費者が無効を主張される場合は、同時に「現状回復責任」が義務付けられます。

しかし、当社商品の特異上の理由と、商品のご購入から相当期間を経過していることから貴方は無効を主張できないこととなります。

「商品自体を購入した覚えがない」というご主張も認められません。

貴方のご利用情報は、封筒の宛先シールだけでも充分であると見解しますが、前述の通り、当社は本書以前にも二度にわたってご請求の通知をしています。

当社商品の販売方法の95%強は通信販売です。

お客様が指定をされた住所地に、お客様のお名前でご注文がなされ、それが間違えてあった場合には、当然、返品等のしかるべき対応がなされるのが普通です。(商品受領済)

万一、第三者が無断で住所氏名を名乗り、悪接商品を購入した場合であっても、社会通念に照らせば、これまでの通知の段階で、しかるべき対応をすべきであったものと一般常識では解されるものです。

お問い合わせなどについて

再通知につき、事務処理を簡素化させていただきます。

専用回線にて自動音声による案内を実施しています。

■専用回線 03(3307)4072

【重要】

今回不払い時における「制裁措置」の内容について

本書は再通知です。

従って、本書を以ても尚、会費のお支払いを拒絶される場合は、特に厳しい制裁内容にて対抗措置を講じさせていただきます。

次に記述する内容は、法的になんら問題なく遂行できるものですが、あくまでも不払い時に於ける『警告』として添書いたします。

会費のご精算をいただける場合は、この限りではありませんのでご安心ください。

■適法な手段を用いて、必要な回収措置を講じます。

本件請求は、前記の通り、正当な理由に基づくものであり、その法的根拠の存する以上は、任意による直接的な回収手段も否定いたしません。

本件を軽視、支払いを放置されましても、当社が本件請求権を放棄、放置することは絶対に有り得ませんので念の為、厳重警告させていただきます。

(その請求の正当な根拠を有する当社のような場合は、口頭や文書による警告だけにとどまらぬという意味です)

■少額裁判による執行

ケースにより、当社の判断に於いて少額裁判を提起する場合があります。

但し、これは当社の判断によって実施するものであり、債務者（貴方）の希望や強制によって行なうものではありません。

■「信用情報登録機関への申請手続き」を実施します。

通常、信用情報登録機関への情報登録（いわゆるブラックリスト）は、金融取引に於いて不払いや遅延などの不正な取引があった場合に実施されるものです。

当社は、金融業者と同様に、信用情報登録機関（J S S）の正規加盟業者であり、金融取引以外での不正取引についても情報登録は可能です。（法的制限もありません）

J S S の情報登録は、登録者本人のみならず、その配偶者、お子様、ご兄弟、ご両親にまで同様の社会的規制が課せられます。（社会的信用の著しく欠落する者に準ずる者）

貴方が現在独身者であっても、将来的な配偶者、お子様もその規制対象となります。

情報登録の効力は通常10年（他機関）とされていますが、J S S の情報登録に免責、時効はありません。（一度登録をされた場合は一生通にわたり規制対象となります）

情報登録が実施されますと、具体的には、公的補助や公的融資のご利用はできなくなり、民間金融機関での新規借入なども一切できなくなります。

このように、会費を不払いをされた場合のリスクは大変厳しい内容となっておりますので制裁措置の実施は、当社としても本意とするところではありません。

内心お含みもお有りでしょうが、本書通知を以て簡易的かつ円満な解決を希望します。

会費精算のお手続きは、下記の通り簡単に行なえるものです。

後日のトラブルを避け、「一日もお早めに」お手続きください。

【ご精算方法】

\*会費のご精算は「一度限り」のことです。

理由の如何を問わず、これ以外の請求が実施されることはありません。

■必ず「速達」の「現金書留」に会費を同封の上、下記宛先にご郵送ください。

\*退会を希望される場合は、「退会希望」と記したメモを同封ください。

この為、銀行振込はお取扱いいたしません。

■ご請求金額 会費 / 58,800円 (56,000円+消費税)

\*金額は約款に基づくものであり、遅延金は付加されていません。

\*減額要請や分割払い、期日遅延の要請には対応できません。

\*会費の到着次第、受領書を郵送いたします。

■郵送先住所

〒157-0062 東京都世田谷区南鳥山3-22-13

アフェクシオン南鳥山301 株式会社 ティアラ 督促係

■ご精算期日 平成17年11月8日（火）消印有効

本書は再通知の為、次回の警告通知は発送されません！

土日祭日にお手続きされる場合は、集配業務も取扱う大きな郵便局で

# 未納料金お支払いのお願い 請求コード 45

## (REQUEST FOR PAYMENT)

**請求内容** 以前、貴方様の携帯電話、又はパソコンでご利用になられた有料番組サイトの利用料金が未納となっており、日々延滞金が発生している状態です。弊社が、貴方様のご利用になられた運営業者様から、未納料金並びに延滞金の確認及びお支払い方法についてお尋ねする様、依頼を受けましたのでご連絡いたします。

**緊急** お客様の場合、ご利用になられたサイトのログアウト(退会手続き)の方が済んでおりません。又、未納料金や延滞金のご説明もごさいますので、本書到達後、大至急ご連絡ください。尚、個人情報保護の観点からも、必ずご本人様からご連絡頂けますようお願い致します。

**重要** 万が一、お支払いやご連絡が無き場合、裁判手続き又、金融機関の全停止処分、信用情報機関へのブラックリストとしての登録、さらに《給与差し押さえ》の内容証明を、ご勤務先に送付させて頂きますので、悪しからずご了承ください。

処理コード	459965	発着コード	K-5748
管理コード	*P25018*	請求金額	下記まで 円

お問い合わせ先 **03-0050-2009**

担当者 竹内 080-3388-3290

(株) シティリーフ

営業時間/AM8:30~PM4:00

定休日/土・日曜日、祝日

東京都目黒区下目黒1-3-1 太田ビル3F

※弊社は、悪質な架空請求の業者ではありません。貴方様にご利用になられた運営業者様から正式に依頼を受けた正規の回収代行業者です。